

## ★答申5対応への委員意見★

### 【社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定】

- ・対象降雨は1/200、浸水深0.5mまたは1.0m以上と広く設定し、対象施設は入所に限定する。
- ・これまでの経緯も踏まえ、1/200が分かりやすい。浸水深は0.5m以上だと施設数が多すぎる印象。まずは1.0m以上で指定を進めると良い。対象施設を入所に絞るのは賛成。死亡事例は浸水深1.5mとの研究結果もある。

### 【新たな建築条件の優先度など】

- ・入所を一律対象とするのではなく、どんな人が入所しているかで線引きが必要。建築条件の対象範囲は、特に危険性の高い1/10年確率でまず指定を進めることも考えられる。
- ・区域指定でハードの補助があれば、それがインセンティブになる。絞るよりも広く周知し、手が挙がった施設から始めると良い。
- ・非居住地の浸水警戒区域指定よりもこちらは命の保障に大きく関わるため、指定に時間をかけるべきではない。

### 【既存社会福祉施設等に対する支援制度構築に係る意見】

- ・要支援者に対して既存施設のかさ上げはバリアフリーを考えると難しい。止水版等のハードや避難計画策定等のソフト両面の支援が必要。

### 【区域図作成と合意形成方法】

- ・非居住地の浸水警戒区域指定とは対象が異なる。社会福祉施設等への建築条件は対象となる事業者への説明会で問題ない。
- ・社会福祉施設等の新たな建築条件に係る区域図作成については、スピード重視のため「机上調査のみ」でよい。

## 1. 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

- 対象降雨 1/10年確率降雨 or 1/100年確率降雨 or **1/200年確率降雨** (説明資料 p3~p7)
- 想定浸水深 0.5m以上 or **1.0m以上(床高+ベッド高)** (説明資料 p3~p7)
- 【第19回審議会意見】優先度 想定される浸水深や降雨確率規模により、危険度の高い施設から段階的に建築条件を設定(説明資料 p8、p9)

## 2. 現行条例の建築条件と新たな建築条件の取扱いおよび対象施設について

- 現行条例の条件(1/200、3m以上はかさ上げ義務)を残し、**新たな建築条件を追加**(説明資料 p10)
- 新たな建築条件対象施設 **入所** or 入所+通所 (説明資料 p10、p11)

## 3. 既存社会福祉施設等に対する支援制度構築に係る意見について

- 水害協の取組の中で避難確保計画作成に係る技術的支援を継続実施。
- 厚生労働省が創設している「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の拡充 など(説明資料 p12、p13)  
【メニュー】エレベーター設置、非常用自家発電設備、止水板の設置など水害対策に伴う改修

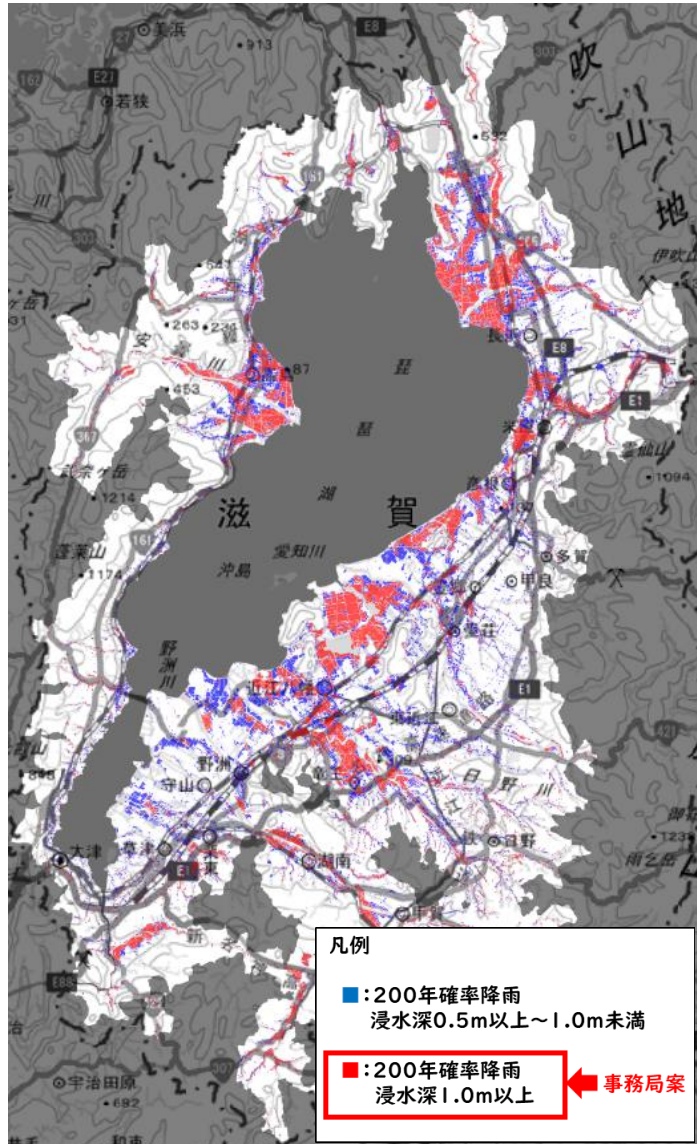
## 【前回審議会での方向性】

## 4. 区域図作成と合意形成方法について

- 机上調査※のみ**で、新たな区域指定図を作成(説明資料 p14)  
※地先の安全度マップの想定浸水深と1mメッシュDEMデータの重ね合わせ
- 説明対象者は関係事業者**、関係事業者向け説明会を開催

# 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

社会福祉施設等の新たな建築条件追加に係る区域指定の想定範囲(全域版)  
※P4~P7に拡大図を添付



○水防法上で避難確保計画の作成が義務付けられている社会福祉施設等について、降雨規模と想定浸水深別に分布数を下表で整理。  
⇒想定浸水深3m以上は極少。溺死の恐れが高くなる**想定浸水深1.0m以上**で、**建築条件対象施設数(入所)**が最も多くなる**1/200年確率降雨**を新たな建築条件の対象範囲とする。

県内の社会福祉施設等の数	10年確率 浸水深0.5m以上	10年確率 浸水深1.0m以上	10年確率 浸水深3.0m以上
(県) 1,514 / (市町) 3,189 (計) 4,703	(県) 45 / (市町) 38 (計) 83	(県) 2 / (市町) 8 (計) 10	(県) 0 / (市町) 1 (計) 1
【入所施設数】 (県) 358 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 15 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0 / (市町) 未調査
	100年確率 浸水深0.5m以上	100年確率 浸水深1.0m以上	100年確率 浸水深3.0m以上
	(県) 224 / (市町) 295 (計) 519	(県) 57 / (市町) 78 (計) 135	(県) 0 / (市町) 7 (計) 7
	【入所施設数】 (県) 56 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 21 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0 / (市町) 未調査
	200年確率 浸水深0.5m以上	200年確率 浸水深1.0m以上	200年確率 浸水深3.0m以上
	(県) 312 / (市町) 431 (計) 743	(県) 102 / (市町) 143 (計) 245	(県) 2 / (市町) 9 (計) 11
	【入所施設数】 (県) 88 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 35 / (市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 1 / (市町) 未調査

※表中の浸水深の考え方  
0.5m以上: 床上浸水目安  
1.0m以上: ベッドの高さを考慮した溺死するおそれのある目安  
3.0m以上: 2階床面が浸水する目安

※施設数の調査年次  
令和6年12月時点(県施設)  
平成29年12月時点(市町施設)

↑ 事務局案

# 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

○社会福祉施設等の新たな建築条件追加に係る区域指定の想定範囲

■の範囲が1/200年確率降雨時、想定浸水深1.0m以上となる区域。

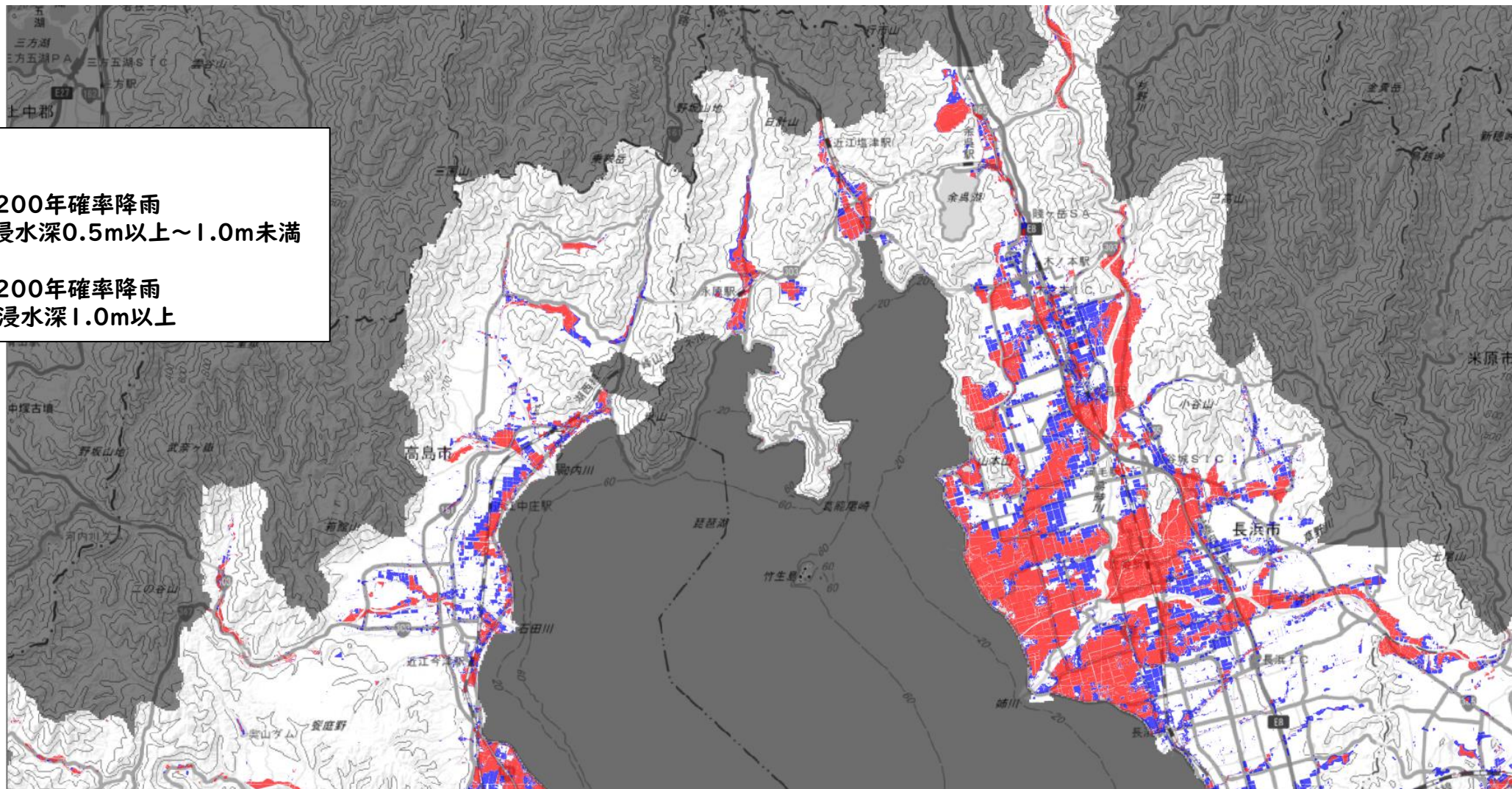
■+■の範囲が1/200年確率降雨時、想定浸水深0.5m以上となる区域。

✓姉川・高時川周辺の広範囲が区域指定の対象となる。

## 凡例

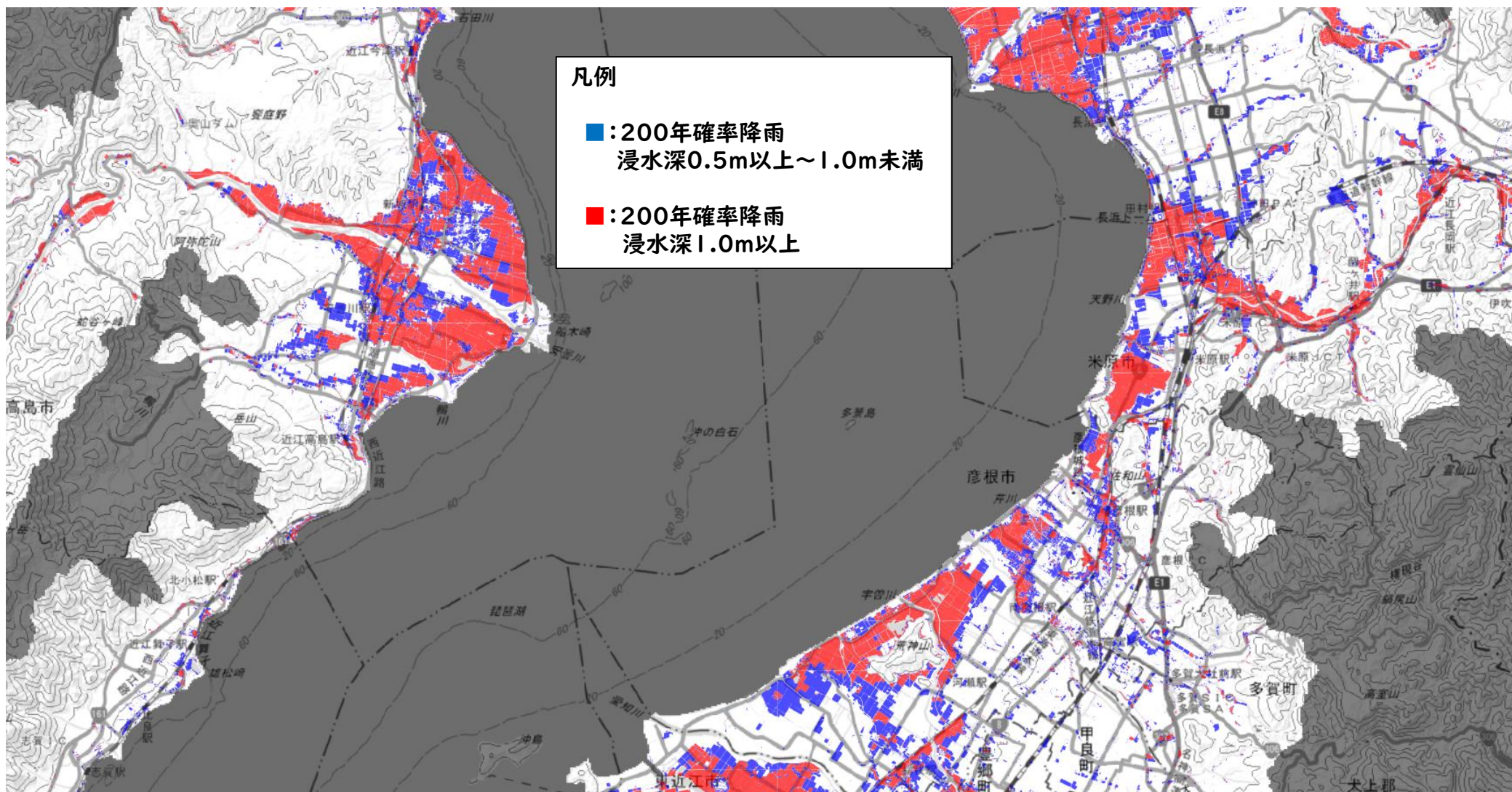
■:200年確率降雨  
浸水深0.5m以上~1.0m未満

■:200年確率降雨  
浸水深1.0m以上



# 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

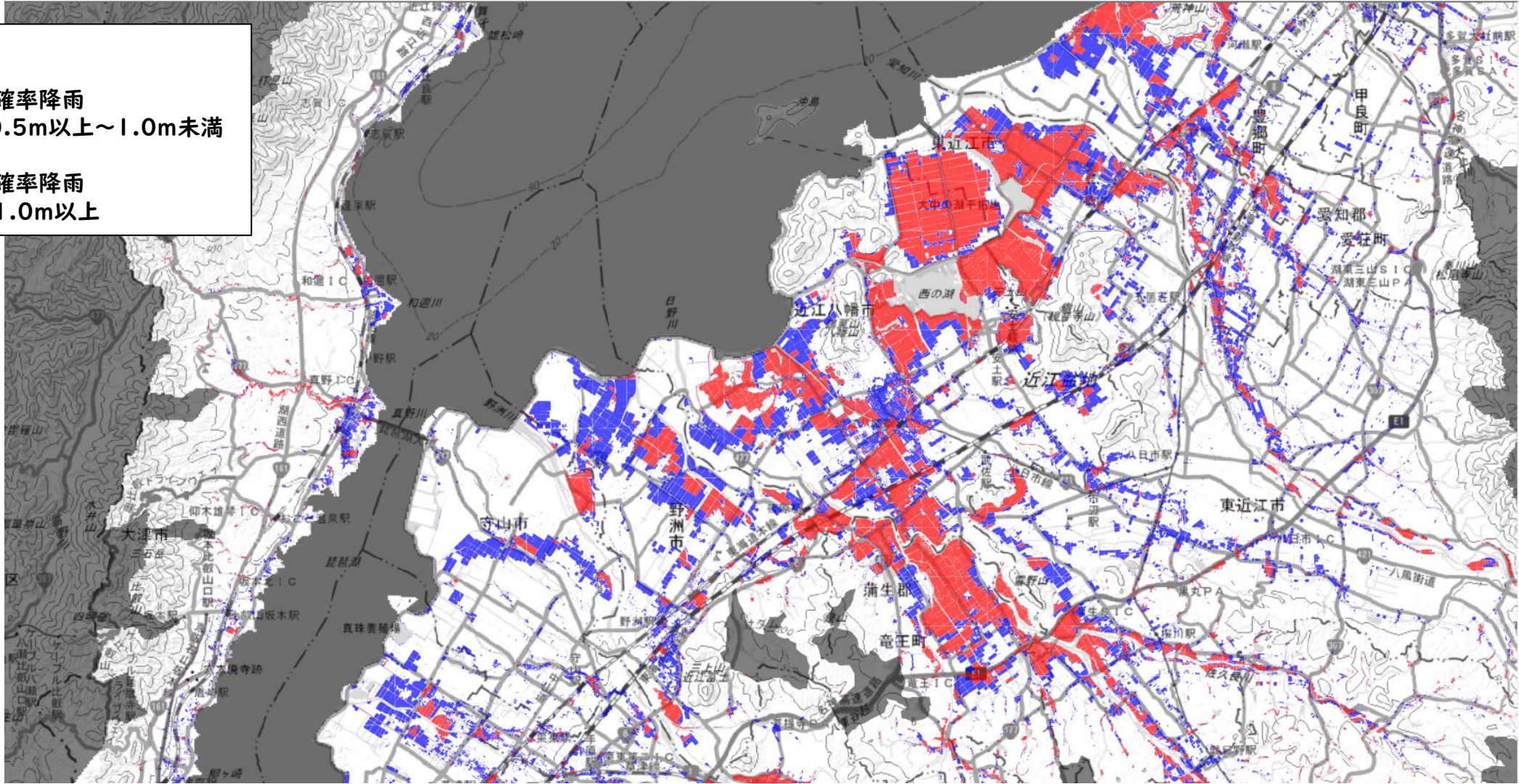
- 社会福祉施設等の新たな建築条件追加に係る区域指定の想定範囲
  - の範囲が1/200年確率降雨時、想定浸水深1.0m以上となる区域。
  - +■の範囲が1/200年確率降雨時、想定浸水深0.5m以上となる区域。
- ✓安曇川、天野川周辺、湖岸部の広範囲が区域指定の対象となる。



# 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

- 社会福祉施設等の新たな建築条件追加に係る区域指定の想定範囲
  - の範囲が1/200年確率降雨時、想定浸水深1.0m以上となる区域。
  - +■の範囲が1/200年確率降雨時、想定浸水深0.5m以上となる区域。
- ✓日野川の周辺、湖岸部の広範囲が区域指定の対象となる。

- 凡例
- : 200年確率降雨  
浸水深0.5m以上~1.0m未満
  - : 200年確率降雨  
浸水深1.0m以上





# 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

## 第19回審議会意見より

- ・想定される浸水深（浸水後の被害・運営継続への影響）および降雨確率規模（10年・100年・200年確率）の観点から、一番危険度の高い施設から段階的に、対策や整備を進めていくことも、一つの考え方として検討してはどうか。
- ・既存社会福祉施設等への支援について、リスクの高い施設に対し、補助率の上乗せを行ってはどうか。

降雨 危険度／規模	浸水リスク 浸水深	建物・設備被害の可能性 があり、事業継続に影響	避難判断・運営停止を検 討すべき水準	人命リスクが高く、事前 の避難・移転計画が必要
	低 浸水深0.5m以上 【通所+入所】	中 浸水深1.0m以上 【通所+入所】	高 浸水深3.0m以上 【通所+入所】	
高／10年確率	83	10	1	
中／100年確率	519	135	7	
低／200年確率	743	245	11	
既存社会福祉施設等に対する補助金（補助率）		小	中	大
避難困難者利用施設の新築等の建築条件		低	中	高

# 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

## 第19回審議会意見に対する事務局案

- ・新たな建築条件の対象を**入所を伴う施設**と考えており、**200年確率降雨の浸水深1.0m以上**での導入を考えている。  
※都計法により浸水想定区域(想定浸水深3.0m以上区域)での開発行為に対し、安全上および避難上の対策の実施が必要とされていることに加え、県所管の入所を伴う施設で、浸水深3m以上のリスクを有する施設は1施設と少ない。
- ・既存社会福祉施設等への支援について多数の申請があった場合、リスクの高い施設を優先的に支援(補助金を配分)する等を検討。

降雨 危険度/規模	浸水リスク 浸水深	建物・設備被害の可能性 があり、事業継続に影響	避難判断・運営停止を 検討すべき水準	人命リスクが高く、事前 の避難・移転計画が必要
	低 浸水深0.5m以上 【入所】	中 浸水深1.0m以上 【入所】	高 浸水深3.0m以上 【入所】	
高/10年確率	(県)15	(県)0	(県)0	
中/100年確率	(県)56	(県)21	(県)0	
低/200年確率	(県)88	(県)35	(県)1	
既存社会福祉施設等に対する補助優先度	小	中	大	
避難困難者利用施設の新築等の建築条件	一律	一律	一律	

# 現行条例の建築条件と新たな建築条件の取り扱いについて

✓ 現行条例による社会福祉施設等の建築条件を新たな建築条件に統合した場合、新たな区域指定が完了するまでの間、社会福祉施設等の浸水に対する安全性の確認ができない。

⇒ **現行条例の浸水警戒区域による建築条件は継続し**、入所を伴う施設に対し新たな建築条件を追加。

## 現行条例における社会福祉施設等の建築条件（継続）

- ① 想定水位以上に、居室の床面または避難上有効な屋上の設置
- ② 想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。
- ③ 「付近に有効な避難場所があること」を許可基準に含めていない。
- ④ ①②に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確認できると知事が認める建築物であること。



**+** 建築条件の追加!!

## 入所を伴う社会福祉施設等の建築条件（案）

- ① **想定水位以上に、居室の床面の高さを設ける**こと。
- ② 想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。
- ③ 「付近に有効な避難場所があること」を許可基準に含めていない。
- ④ ①②に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確認できると知事が認める建築物であること。



# 新たな建築条件の対象施設について

第20回 流域治水推進審議会  
令和8年3月10日  
議 第 2 号 資 料

○現行条例の社会福祉施設等の定義および居室の定義は、津波防災地域づくりに関する法律（津波災害特別警戒区域）に準拠している。  
⇒新たな建築条件の**対象施設（入所）**についても**津波防災地域づくりに関する法律で建築条件を課している社会福祉施設等**とする方向性で検討。  
※特定都市河川浸水被害対策法（浸水被害防止区域）の対象施設と同じであることを確認済み。

## 滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則 更新案

（社会福祉施設等）

第7条 条例第14条第1項に規定する規則で定める社会福祉施設、学校または医療施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設および宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、乳児等通園支援事業の用に供する施設、こども家庭センター母子健康包括支援センター（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設
- (2) 幼稚園および特別支援学校
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）および助産所（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）

### 現行条例（特定都市河川浸水被害対策法）で建築条件を課している社会福祉施設等一覧

助産施設	入所	乳児院	入所
児童養護施設	入所	児童心理治療施設	入所
小型児童館		児童センター	
大型児童館A型、B型、C型		その他の児童館	<b>子どもが利用する施設</b>
子育て短期支援事業の用に供する施設	入所	一時預かり事業の用に供する施設	
幼稚園		障害児入所施設（福祉型、医療型）	
児童発達支援センター（福祉型、医療型）		身体障害者福祉センター（A型、B型）	
障害者更生センター		補装具製作施設	
盲導犬訓練施設		点字図書館	<b>障害者が利用する施設</b>
点字出版施設		聴覚障害者情報提供施設	
障害者支援施設	入所	地域活動支援センター	
福祉ホーム	入所	生活介護事業所（老人短期入所施設）	
短期入所事業所	入所	共同生活援助事業所	入所
自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所		就労移行支援事業所	
就労継続支援（A型、B型）事業所		児童発達支援事業所	
放課後等デイサービス事業所		特別支援学校	
養護老人ホーム（一般、盲）	入所	軽費老人ホーム（A型、B型、※ケアハウス）	※入所
都市型軽費老人ホーム		老人福祉センター（特A型、A型、B型）	
老人短期入所施設	入所	老人デイサービスセンター	
有料老人ホーム	<b>高齢者が利用する施設</b>	認知症対応型共同生活介護事業所	入所
病院	入院	一般診療所（有床）	入院
助産所	入所	救護施設	入所
更生施設	入所	授産施設	

※現条例では入所・通所問わず対象としている。

- 既存社会福祉施設等に対する支援制度構築に係る意見をいただきたい。
- 【参考】熊本県球磨村の千寿園における被害(令和2年7月豪雨)を踏まえ、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備推進交付金」「社会福祉施設等施設整備費補助金」において、新たに介護施設等における水害対策の支援メニューを創設。

## 地域介護・福祉空間整備推進交付金【厚生労働省】

- 目的:大雨等の災害時に利用者が安全な避難を行うため
- 対象:高齢者施設等の水害対策強化事業
- 内容:エレベーター設置、スロープ設置、避難スペース確保のための改修、非常用自家発電設備装置等の屋上への移設、止水板の設置 など
- 実施主体:施設所有者
- 補助率:国1/2、県(福祉)1/4 or 市町1/4、事業者1/4

## 社会福祉施設等施設整備費補助金【厚生労働省】

- 目的:大雨等の災害時に利用者が円滑で安全な避難を行うため
- 対象:障害福祉サービス事業所等の水害対策強化事業
- 内容:エレベーター設置、スロープ設置、避難スペース確保 など
- 実施主体:施設所有者
- 補助率:国1/2、県(福祉)1/4、市町と事業者1/4

※両制度ともに滋賀県における水害対策としての活用実績はなし。(非常用自家発電設備装置等の実績はあり)

## ○【参考】医療機関、社会福祉施設等における水害対策事例

### 医療施設

#### 取組概要

・浸水想定区域等に所在し、移転することができない政策医療実施機関等が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策を実施。

#### 支援事業

・医療施設浸水対策事業  
【活用実績（令和5年度）】：14施設

#### 活用事例

【水害対策】  
医療施設において、  
浸水防止のため止水  
板を設置



獨協医科大学埼玉医療センター

### 高齢者施設等

#### 取組概要

①高齢者施設等における水害対策に伴う改修等を実施  
②災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築等を実施。

#### 支援事業

①地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  
（水害対策強化事業）  
【活用実績（令和5年度）】：7施設  
②地域医療介護総合確保基金  
【活用実績（令和5年度）】：1施設

#### 活用事例

【水害対策】  
介護保険施設にお  
いて、2階に避難  
スペースを整備



社会福祉法人 福祉楽団  
「特別養護老人ホーム 杜の家やしお」

### 障害者支援施設等

#### 取組概要

・障害者支援施設、生活保護施設等における水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備を実施。

#### 支援事業

・社会福祉施設等施設整備費補助金  
【活用実績（令和5年度）】：6施設

#### 活用事例

【水害対策】  
障害者支援施設等において、電気設  
備を水害から守るための移設工事



社会福祉法人志友会  
「くまもと江津湖療育医療センター」

※国土交通省HPより

([https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/renkei\\_siryu06/shiryu05.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/renkei_siryu06/shiryu05.pdf))

- **机上調査※のみ**で、新たな区域指定図を作成
  - ※地先の安全度マップの想定浸水深と1mメッシュDEMデータの重ね合わせ
- **説明対象者は関係事業者**。関係事業者向け説明会を開催。

## 新たな浸水警戒区域指定(案)作成

資料収集【机上調査】

浸水警戒区域候補地の抽出【机上調査】  
・地形条件(地先の安全度マップにより  
審議する降雨規模以上の想定浸水深箇所の抽出)

浸水警戒区域図(案)作成【机上調査】  
地先の安全度マップの審議する降雨規模による想定浸水深と1mメッシュDEMデータの重ね合わせにより区域指定図(案)を作成

合意  
形成

## 社会福祉施設等に係る新たな区域指定プロセス(案)

新たな浸水警戒区域指定(案)を作成

関係事業者等へ説明  
(事務所管轄単位or県全体での説明会を開催)  
※自治会・地権者(住民説明会、個別説明会)は省略

圏域協議会にて協議

浸水警戒区域案の縦覧

市町長への意見照会

審議会で区域指定の妥当性の審議

浸水警戒区域の指定(告示)

浸水警戒区域における新規施設のチェック

第19回での区域指定プロセスに関するご意見  
・社会福祉施設等への新たな建築条件に係る区域指定については、対象となる施設への説明会でも良い。

## 1. 社会福祉施設等の建築条件に係る区域設定について

- 対象降雨 1/10年確率降雨 or 1/100年確率降雨 or **1/200年確率降雨** (説明資料 p3~p7)
- 想定浸水深 0.5m以上 or **1.0m以上(床高+ベッド高)** (説明資料 p3~p7)
- 優先度 想定される浸水深や降雨確率規模により、危険度の高い施設から段階的に建築条件を設定 (説明資料 p8、p9)

## 2. 現行条例の建築条件と新たな建築条件の取扱いおよび対象施設について

- 現行条例の条件(1/200、3m以上はかさ上げ義務)を残し、**新たな建築条件を追加** (説明資料 p10)
- 新たな建築条件対象施設 **入所** or 入所+通所 (説明資料 p10、p11)

## 3. 既存社会福祉施設等に対する支援制度構築に係る意見について

- 水害協の取組の中で避難確保計画作成に係る技術的支援を継続実施。
- 厚生労働省が創設している「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の拡充 など(説明資料 p12、p13)  
【メニュー】エレベーター設置、非常用自家発電設備、止水板の設置など水害対策に伴う改修

## 【前回審議会での方向性】

## 4. 区域図作成と合意形成方法について

- 机上調査※のみ**で、新たな区域指定図を作成(説明資料 p14)  
※地先の安全度マップの想定浸水深と1mメッシュDEMデータの重ね合わせ
- 説明対象者は関係事業者**、関係事業者向け説明会を開催

# 【参考】既存社会福祉施設等の浸水リスクについて

県内の社会福祉施設等の数	10年確率 浸水深0.5m以上	10年確率 浸水深1.0m以上	10年確率 浸水深3.0m以上
(県) 1,514/(市町) 3,189 (計) 4,703	(県) 45/(市町) 38 (計) 83	(県) 2/(市町) 8 (計) 10	(県) 0/(市町) 1 (計) 1
【入所施設数】 (県) 358/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 15/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0/(市町) 未調査

※表中の浸水深の考え方  
0.5m以上: 床上浸水目安  
1.0m以上: ベッドの高さを考慮した溺死するおそれのある目安  
3.0m以上: 2階床面が浸水する目安

※表中の社会福祉施設等の定義  
水防法上で避難確保計画の作成が義務付けられている施設

30年確率 浸水深0.5m以上	30年確率 浸水深1.0m以上	30年確率 浸水深3.0m以上
(県) 88/(市町) 77 (計) 165	(県) 12/(市町) 19 (計) 31	(県) 0/(市町) 3 (計) 3
【入所施設数】 (県) 22/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 2/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0/(市町) 未調査

100年確率 浸水深0.5m以上	100年確率 浸水深1.0m以上	100年確率 浸水深3.0m以上
(県) 224/(市町) 295 (計) 519	(県) 57/(市町) 78 (計) 135	(県) 0/(市町) 7 (計) 7
【入所施設数】 (県) 56/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 21/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0/(市町) 未調査

50年確率 浸水深0.5m以上	50年確率 浸水深1.0m以上	50年確率 浸水深3.0m以上
(県) 129/(市町) 140 (計) 269	(県) 18/(市町) 31 (計) 49	(県) 0/(市町) 3 (計) 3
【入所施設数】 (県) 29/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 5/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 0/(市町) 未調査

200年確率 浸水深0.5m以上	200年確率 浸水深1.0m以上	200年確率 浸水深3.0m以上
(県) 312/(市町) 431 (計) 743	(県) 102/(市町) 143 (計) 245	(県) 2/(市町) 9 (計) 11
【入所施設数】 (県) 88/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 35/(市町) 未調査	【入所施設数】 (県) 1/(市町) 未調査

# 【参考】現行条例で建築条件の対象外となる社会福祉施設等

第20回 流域治水推進審議会  
令和8年3月10日  
議 第2号 資料

水防法上で避難確保計画作成が義務付けられている社会福祉施設等一覧①

女性自立支援施設	入所	母子生活支援施設	入所
児童自立支援施設	入所	児童家庭支援センター	
児童遊園	<b>子どもが利用する施設</b>	母子・父子福祉センター	
母子・父子休養ホーム		保育所型認定こども園	
(認可)保育園		小規模保育事業所(A型、B型、C型)	
幼保連携型認定こども園		家庭的保育事業所	
小規模保育事業所		事業所内保育事業所	
児童相談所一時保護施設	入所	女性相談支援センター一時保護施設	入所
認可外保育施設		小規模住居型児童養育事業所	入所
児童自立生活援助事業所	入所	放課後児童健全育成事業実施施設	
幼保連携型認定こども園(1号認定)		<b>居宅介護事業所</b>	
重度訪問介護事業所		同行援護事業所	
行動援護事業所	<b>障害者が利用する施設</b>	療養介護事業所	入所
重度障害者等包括支援事業所		計画相談支援事業所	
地域相談支援(地域移行支援)事業所		地域相談支援(地域定着支援)事業所	
宿泊型自立訓練事業所	入所	保育所等訪問支援事業所	
障害児相談支援事業所		居宅訪問型児童発達支援事業所	
就労定着支援事業所		自立生活援助事業所	
盲人ホーム		<b>サ高住(有料老人ホームではない)</b>	入所
サ高住(有料老人ホーム)	入所	訪問介護事業所	
訪問入浴事業所		訪問看護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		通所介護事業所	
地域密着型介護事業所		通所リハビリテーション事業所	

水防法上で避難確保計画作成が義務付けられている社会福祉施設等一覧②

短期入所生活介護事業所	入所	短期入所療養介護事業所	入所
居宅療養管理指導事業所		特定施設入居者生活介護事業所	入所
福祉用具貸与事業所		看護小規模多機能型居宅介護事業所	入所
夜間対応型訪問介護事業		認知症対策型通所介護事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	入所	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	入所
居宅介護支援事業所		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む)	入所
介護老人保健施設	入所	介護療養型医療施設	
介護医療院	入所	<b>高齢者が利用する施設</b>	<b>一般診療所(有床以外)</b>
歯科診療所			あはき施術所
柔道整復施術所			医療保護施設
宿所提供施設			無料定額診療施設
隣保館			へき地保健福祉館
小学校			中学校
高等学校			大学・短期大学
専門学校			

※表中の施設は、現条例で建築条件の対象となる社会福祉施設等は除いています。